

社会保障・税番号制度における地方自治体支援等に関する 重点提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、情報セキュリティ対策について、技術的支援の拡充や、対策に係る経費について財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、詐欺被害防止のための十分な情報提供も含め、国民への周知徹底等を図ること。

特に、番号制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。
また、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。